

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長 小 林 哲 也

条例第 3 9 号

(別紙)

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年条例第２２６号）
の一部を次のように改正する。

第１９条中「３１万５，０００円」を「３３万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第１９条の規定は、令和８年４月１日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。